

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-11-14

地域主義にもとづく文化財保存と活用に関する研究：文化財を核としたコミュニティの生成と活動を視野に

MORIYA, Masayuki / 森屋, 雅幸

(発行年 / Year)

2017-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第403号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2017-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(学術)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013952>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	森屋 雅幸
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	第 630 号
学位授与の日付	2017 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 馬場 憲一 副査 教授 関司 直也 副査 九州大学 教授 藤原 惠洋

地域主義にもとづく文化財保存と活用に関する研究
—文化財を核としたコミュニティの生成と活動を視野に—

1. 本論文の受理および審査の経過

森屋雅幸氏（以下「筆者」）は、2013 年度に人間社会研究科（以下「本研究科」）に入学し、馬場憲一を指導教員、関司直也を副指導教員として研究論文の執筆を進め、2016 年 9 月 29 日に本研究科に標記の甲号博士請求論文を提出した（ただし提出時の論文題目は「地域主義にもとづく文化財保護の研究—文化財を核としたコミュニティの生成と活動—」であった）。これを受け、本研究科では同年 10 月 19 日に論文受理審査委員会（馬場憲一・関司直也の他、長山恵一教授・布川日佐史教授の 4 名。以下「受理委員会」）を開催、論文に即して審議を行った結果、学位請求の要件を満たしていることを確認し、受理することを決定した。

受理委員会の結果は同年 10 月 26 日の本研究科教授会（以下「教授会」）に報告し承認を得るとともに、馬場憲一を主査、関司直也を副査、九州大学大学院芸術工学研究院環境デザイン部門教授藤原惠洋を学外副査とする論文審査小委員会（以下「小委員会」）の設置を決定した。

その後、小委員会メンバーが査読を行った上で、同年 12 月 26 日に小委員会を開催して口頭試問と論文審査を行った。その結果、(1)論文題目、(2)地域主義にもとづく文化財保存と活用の普遍的モデルの提示、(3)地域主義にもとづく文化財保存と活用の対抗軸などにつき再検討し、さらに完成度をあげるべく加筆修正を条件として合格判定とし、その加筆修正の指示と指導、さらに完成度の確認を主査に一任した。その後 2017 年 1 月 21 日に修正論文が提出され、主査は小委員会の審査で指摘した事項をクリアしたことを確認の上、論文審査報告書を作成した。各副査は修正論文を確認した上でこの論文審査報告書を承認し、2017 年 2 月 15 日の博士論文審査会（教授会）に提出することとした。

2. 本論文の構成と概要

〔論文の構成〕

本論文の構成は、本論部分は序章から第1章、第2章、第3章、第4章、そして終章までの6章立てで構成されており、本論以外に巻末に参考文献と資料編を掲載している。論文全体の構成は、以下の通りである。

序章 研究の目的と方針

はじめに

第1節 用語の定義

第2節 研究方法

第3節 先行研究

第4節 研究課題と目的

第5節 本研究の構成

第1章 地域主義にもとづく文化財保存と活用の沿革と研究者の主張

はじめに

第1節 求められる文化財保護の在り方

第2節 文化財保護制度の成立過程

第3節 文化財保護における地域主義登場の背景

第4節 高度経済成長期の文化財保存運動の動向

第5節 1960年代の文化財保存運動の展開と関係機関および官庁の取り組み

第6節 1970年代の地域主義にもとづく文化財保存と活用に関わる議論

第7節 文化財保護法の改正と地域主義にもとづく文化財保存と活用

第8節 文化財保護法の改正後の動向

第9節 文化財保護制度をめぐる議論—80年代から現代にかけて—

第10節 地域主義にもとづく文化財保存と活用にまつわる議論のまとめ

第11節 1970年代の議論で残された課題

小結

第2章 地域主義にもとづく文化財保存と活用の歴史的経緯と実態

はじめに

第1節 事例選定について

第2節 近代の学校教育制度の成立と小学校の建設

第3節 擬洋風建築の小学校の建設

第4節 山梨県における明治初期の小学校建設について

第5節 学校建設と地域住民

第6節 藤村式建築の学校成立と藤村紫朗の接点

第7節 藤村式建築建設への県の具体的指示

第8節 現存する藤村式建築—建設から保存までの経緯と現在—

第9節 各地の藤村式建築、保存経緯、活用の比較

小結

第3章 文化財を核としたコミュニティ活動の分析と考察
—旧津金学校・旧尾県学校を事例に—

はじめに

- 第1節 事例研究の方法
 - 第2節 文化資源活用協会の結成と活動
 - 第3節 尾県郷土資料館協力会の結成と活動
 - 第4節 各コミュニティの文化財保存と活用の関与と活動内容の分析
 - 第5節 地域住民の文化財の保存と活用への意識
 - 第6節 各コミュニティのキーパーソンの地域への思い
 - 第7節 調査の結果について
 - 第8節 考察
- 小結

第4章 近年の文化財保護施策の課題と地域主義
—90年代以降の動向を中心に—

はじめに

- 第1節 文化財の地域での活用について—90年代の文化財保護行政の動向—
 - 第2節 2000年代以降の文化財の活用施策について
 - 第3節 2007（平成19）年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告後の動向
 - 第4節 観光における文化財の活用の取扱いの変遷
 - 第5節 近年の文化財の活用をめぐる政府の方針について—2010年代を中心として—
 - 第6節 観光資源としての文化財の活用に対する意見
- 小結

文化財保護施策・観光振興施策年表

終章 まとめ

- 第1節 本研究のまとめ
- 第2節 結論
- 第3節 本研究の課題と展望

参考文献

初出

資料編

- 第1章 藤村式建築保存・活用の聞き取り調査
 - 第1節 調査概要
 - 第2節 旧睦沢学校
 - 第3節 旧津金学校
 - 第4節 旧室伏学校

第 5 節 旧春米学校

第 6 節 旧尾県学校

第 2 章 小形山区有文書

第 1 節 史料の概要

第 3 章 『井上敏雄日記』

第 1 節 史料の概要

第 4 章 尾県学校卒業生への聞き取り調査

第 1 節 調査目的

第 2 節 調査対象

第 3 節 調査方法

第 4 節 調査結果について

なお、本論文はA 4判横書き(40 字×40 行)で 206 頁(400 字詰め原稿用紙で約 824 枚)、参考文献は 20 頁(書籍・論文 247 点、新聞・広報 79 点、ウェブサイト 110 件を掲載)、資料編 49 頁となっており、総頁数は 275 頁である。

〔論文の概要〕

本論文では、論文題目に使用した「地域主義にもとづく文化財保存と活用」という言葉について、「地域内で価値づけられた文化財を地域住民が主体となって保存し、その文化財を核に生成されたコミュニティが地域づくりなどへその文化財を活用していく過程またはそのような状態」と定義している。本論文は、そのように定義した文化財の保存・活用の在り方が登場した背景や経緯を明らかにし、明治初期に建設された山梨県内に現存する藤村式建築の保存・活用の事例研究を通して、その実態と保護の仕組みなどを考察し、それらの研究から明らかになった事実を踏まえ、地域主義にもとづく文化財を核としたコミュニティの生成と活動について、理論的枠組みを示し、同時に地域主義にもとづく文化財保存と活用の視点から国などの文化財保護施策の現状を明らかにし、その課題と展望について論及したものである。

本論文は序章から終章まで合計 6 章で構成されている。以下、本論文の要旨を章ごとに分けて述べていくことにする。

序章では、「研究の目的と方針」について、用語の定義、研究方法、先行研究、研究課題、論文の構成などの項目に分けて述べている。その中で、特に地域主義にもとづく文化財保存と活用の議論が 1970 年代から現在に至るまで確認できることや、先行研究については「地域づくりと文化財」や「地域社会における文化財保護」というようなテーマで地域住民が主体となる地域主義にもとづく文化財保存と活用の研究が散見できることなどを明らかにしている。しかし、1970 年代からの議論は体系化されておらず、こうした研究は部分的なものであり、相互の研究の関係性が示されていない点などを課題として指摘し、この点について論じる意義を述べ、研究方法を具体的に示

している。

第1章では、「地域主義にもとづく文化財保存と活用の沿革と研究者の主張」について11の節に分けて論じている。まず2007（平成19）年に提言された「歴史文化基本構想」の内容から、現在の文化財保護施策において地域主義にもとづく文化財保存と活用が要請されていることを明らかにし、こうした保護が要請される背景には、文化財保護法のもつ優品主義的傾向を補完する目的があることを指摘している。

次に高度経済成長期の文化財保存運動に端を発し、1970年代に登場する地域主義にもとづく文化財保存と活用を求める主張や議論を1980年代、1990年代、2000年代に至るまでの状況を概観し、各年代の議論の内容や推移を明らかにしている。そして、それら主張や議論を分析し「歴史文化基本構想」は一連の議論を踏襲しているが、制度面の不備や、その後も地域主義にもとづく文化財保存と活用を求める主張が繰り返されていることなどから、地域主義にもとづく文化財保護の在り方を文化財保護施策において浸透、発展させるには未だ課題が残されていると論じている。また、それらの主張は1970年代から議論が繰り返されていることから、1970年代以降、一連の主張と議論は何らかの課題を含んだまま、空転している可能性があることも指摘している。

そこで、1970年代の議論に遡ると、当時、芳賀登が文化財保存運動の主体や意識の研究を行うことを頻繁に訴えていたが、こうした視点の研究がその後ほとんど取り組まれていないことや、1975（昭和50）年の文化財保護法改正に際して出された日本学術会議の「文化財が国民の精神的な拠り所である」という勧告が行われているにも関わらず、現在そうした認識にもとづく文化財保護施策が国では積極的に取り組まれていないことなどを課題として提示している。そして、そのような課題に対し地域住民や地域づくりに与える影響を実証的に分析した研究の蓄積がなく、地域主義にもとづく文化財保存と活用が文化財保護施策の中で矮小化されており、地域主義にもとづく文化財保存と活用を文化財保護施策に浸透、発展させるためには、文化財が地域住民の心の拠り所であり、文化財保存と活用が地域づくりに寄与していることを明らかにするような実証的研究の必要性を説いている。

第2章では「地域主義にもとづく文化財保存と活用の歴史的経緯と実態」について9節に分けて考察している。地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示す事例抽出を目的に文化財の成立と保存・活用に対する地域住民の関わりについて検証と比較を行い、文化財の中で地域住民の関与が多い文化財建造物の中でも、学校が地域住民に親しまれ愛着をもたれ存在している可能性があることを仮説として提示している。その上で文部科学省が行った「廃校リニューアル50選」に選定された指定文化財を手掛かりに、現在の活用主体が地域住民である山梨県内の藤村式学校建築の2事例を抽出し、これに県内に現存する3事例を加えた5事例を対象に、文化財としての成立から保存、さらに現在の活用に対する地域住民の関与を歴史的経緯を踏まえ検証している。その検証の結果、明治期の藤村式学校建築が、県令藤村紫朗の意思だけでなく、地域住民の意思も働いて建設された建造物であることを明らかにし、保存は旧春米学校以外の事例で地域住民の関与がみられ、活用については旧睦沢学校、旧津金学校、旧尾島学校の事例で地域住民の関わりがあったことを論じている。各事例を比較した

結果、文化財としての保存から活用に至るまでの地域住民の関与について、その連綿性から旧津金学校、旧尾県学校を地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を示す事例と位置づけ、文化財保存と活用を動機付けるものとして地域住民の文化財(建造物)への愛着に要因があるとの結論を導き出している。

第3章では「文化財を核としたコミュニティ活動の分析と考察」というタイトルで8つの節に分けて論究している。まず事例として取り上げた、旧津金学校・旧尾県学校を拠点に活動するコミュニティに焦点をあて、(1)文化財を拠点としたコミュニティ活動と地域づくりの結びつき、(2)地域住民の文化財と文化財の保存・活用に対する意識の2点について検討し、地域住民が主体となる文化財保存と文化財を活用する地域づくりとの関係性を明らかにし、地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を分析している。

その分析の結果、上記(1)の文化財を拠点としたコミュニティの活動と地域づくりとの結びつきについては、各活動は拠点とする当該文化財(資料館)の保護を超えた内容で展開していて、旧津金学校の文化資源活用協会の場合は、観光・交流促進型の活動、旧尾形学校の尾県郷土資料館協力会は社会福祉型の活動を行っており、それぞれ特色をもち、活動が地域課題を解決に導き、地域のアメニティ実現を目指すものとなっていることなどを明らかにしている。さらに、こうした活動は地域の外部とのゆるやかなつながりの中、相互の交流と支援により活動が多様化し、つながりの生成にはキーパーソンが関与し、活動の方針にもキーパーソンの地域への愛着や自律の精神が影響を与えていることを論じている。また、各コミュニティ活動は保母武彦が示す内発的発展を有効に進める条件に照らすと、保母が示す条件のみでは十分に説明できないことを指摘し、第3章での検証を通して文化財保護と地域づくりとの明確な接点を明らかにしている。

上記(2)の地域住民の文化財と文化財の保存・活用に対する意識については、地域住民が文化財に愛着や地域の誇りを抱いていることを明らかにし、そのような意識が文化財の歴史性や建物の様式美、さらに造形の特異性により地域のシンボルとなり、また「記憶の場」として喚起され、地域住民の文化財の保存と活用を動機付けることになっている可能性について論及している。さらに文化財の活用に対する地域住民の意識は、コミュニティ活動の参加者やその他の地域住民にとっても生きがいや誇りなどに結びつくものと認識され、前向きに捉えられ、地域住民の心を豊かにするものであることを指摘している。また、文化財活用の行為主体は文化財保存と同様に複数存在し、特にキーパーソンと地域の外部者の存在が活用に関して重要な要素であり、活用の内容は自律的で、こうした内容は地域主義にもとづく文化財保存と活用に特徴的なことと述べている。

第4章では「近年の文化財保護施策の課題と地域主義」というタイトルで6つの節に分けて論じている。この章では地域主義にもとづく文化財保存と活用の在り方が国の文化財保護施策の中でどのように取り扱われてきたのか、1990年代から2010年代に至るまでの状況を概観し、文化財保護施策の現状を明らかにし、地域主義の観点からその課題に言及している。

具体的には、1990年代は文化政策推進会議や文化財保護企画特別委員会、2000年代

は文化審議会文化財分科会企画調査会によって、地域づくりでの文化財活用の必要性が論じられ、同時に文化財に対して1975（昭和50）年の文化財保護法改正時の日本学術会議勧告と同様の認識が示され、こうした認識のもと「歴史文化基本構想」の提言に至ったことを明らかにしている。さらに、1990年代以降の動きに並行して、2011（平成23）年度に文化庁で開始した「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」のように、文化財の観光振興による活用施策が実施され、こうした施策は、2000年代初頭から活発化した国の観光立国を推進する方針が背景にあり、現在の文化財保護施策には、政府の観光振興施策に文化財を活用するという方針が色濃く反映されてきていることを論究している。

しかし、自律的観光により、地域づくりに取り組む事例もあり、文化財の観光振興における活用は、絶対悪ではないが、現在の訪日外国人旅行者の観光の受け皿として文化財の数を増やすという施策方針は、国主導の観光地づくりにつながる恐れがあり、地域主義にもとづく文化財保存と活用の視点は、現行の文化財保護施策ではますます矮小化していく可能性があることを指摘している。

また、本論文が示した地域主義にもとづく文化財保存と活用の事例は、日本国内に国が関与しない所で数多く存在しているとの認識にたつて、地域主義の観点から独自に保護制度を設計した自治体も存在しており、文化財保護をめぐる方針は、国では観光資源化、地方では地域遺産化というようにそれぞれ異なり、文化財保護の在り方はねじれ状態にあることを問題点として提示している。

終章では、本論文の「まとめ」を述べている。

本論文の結論として、地域主義にもとづく文化財保存と活用を通して、地域住民は誇りや生きがいを喚起し、心の豊かさを充溢させ、地域自治の構築にもつながっていくことを論じている。また、問題点に挙げた国と地方の文化財保護方針のねじれの解消には、両者の方針をいかに関連させていくか思考することの必要性を述べ、まず地域住民が主体となり、文化財の保存・活用を通し、地域の中で心豊かに生活できる基盤づくりが必要であり、観光振興はその基盤があってはじめて成立するとの考えを示している。

最後に地域主義にもとづく文化財保存と活用を成立させる要因は、地域住民の文化財への愛着にもとづく保護措置と行政、NPO や任意団体、大学等の多様な行為主体が連携した文化財保護とキーパーソンの育成にあるとの知見を述べまとめとしている。

3. 本論文の評価と課題

[論文の評価]

戦後日本における文化財行政は戦前の文化財関連法を統合し、1950年5月文化財保護法を新たに制定し開始され今日に至っているが、この間、時代の要請をうけて数次にわたって文化財保護法の改正が行われ諸施策が展開してきている。特に1990年代からは文化財の保存とともに活用に重点が置かれ、まちづくりや地域づくりへの文化財の活用が強く求められ、その方向性は2000年代に入ってから変わることなく、2007年には自治体が「歴史文化基本構想」を策定し地域の文化財環境を総合的に保存・活用していけるような施策として結実してきている。

しかし、そのような状況の中にあつて、本論文は「歴史文化基本構想」が地域主義にもとづく文化財保存と活用を実現する施策と期待されているにもかかわらず、制度的不備がみられ、地域主義にもとづく文化財保存と活用が図られていないとの問題意識にたつて論証をすすめている。そのため、まず1970年代からの地域主義にもとづく文化財保護の沿革と識者による主張を体系的に明らかにするとともに、山梨県に現存する藤村式学校建築を事例に地域主義による文化財保護の歴史について、学校の設立から閉校に至る経緯に始まり、その後発生した保存活動の萌芽から活用の展開に至る長年に渡る一連のプロセスと到達点を、数多くの史資料の地道な収集と幅広い関係主体へのヒアリング調査を組み合わせ、鮮やかに描き出すことで、仮説の検証に成功しており、文化財を核としたコミュニティ活動を実証的に分析し考察している。特に本論文の論文題目に用いた「地域主義にもとづく文化財保存と活用」の考え方は、1970年代以降の識者による主張がややもすると実証を伴わない観念的な面が強いものであったが、本論文で初めて具体的な事例研究を通して地域主義にもとづく文化財保存と活用の実態を明らかにし、その実態の検証から文化財を核としたコミュニティの生成とその活動を理論的に究明している。

また、現在、国策として進められている観光振興を目的とする文化財保護施策に対しても地域主義にもとづく文化財保存と活用の視点から現状を詳細に分析して、その施策を問題視し自律的な文化財保護の発想を提示し、文化財保護施策の現代的課題についても論究している。さらに、森屋氏は、領域横断的な研究関心の強さゆえに、国と地方の文化財保護方針にねじれが生じている現局面での政策課題の指摘にも至っており、本研究の実証をもとに、地域主義の観点からねじれ解消の方向性も意欲的に提示し、今後の研究展開にも大いに可能性が見出せる。

以上の点に加え本論文の評価点を列記すると、以下のようにまとめることができる。

- (1) 論文全体を通してみた場合、先行研究を検討し、テーマ・研究方法に従って文化財保存・活用から、コミュニティ形成や地域再生に至る領域横断的な研究関心を下地として史資料、文献等を幅広く収集し的確に分析し、記述内容は客観的で新しい知見と独創的内容となっている。
- (2) 本論文を構成する章節の一部は査読付き学会誌への発表済み論考や学会発表の内容を踏まえて執筆された論考であり、学術的評価を得ている。
- (3) コミュニティを社会に存在する小集団との意味合いで捉え、事例研究から文化財を核としたコミュニティの生成と活動を具体的に描き出したことによって、今日的な課題となっているコミュニティ・マネジメントを考える上で学術的面から示唆に富む研究となっている。

[今後の課題]

本論文の残された研究課題として、筆者は終章の「第3節 本研究の課題と展望」において地域主義にもとづく文化財保存と活用に対し、(1)国際的視点からみた状況と接点、(2)エコミュージアムの方策を加味した文化財保存・活用研究、(3)学校建造物のみならず史跡等の「記憶の場」としての文化財保存・活用研究、(4)「持続可能な観光」研究の成果と地域での受容・活用の在り方など4点の研究課題を提示している。これ

らの研究課題は、まさに今後の研究課題であり、本論文との関わりの中で取り組まれていくべきものとするが、ここでは審査者の立場からさらに残された課題を指摘し、今後の取り組みに期待したい。

それは本論文で取り上げた文化財と「地域主義」との関わりを 1970 年代以降から論じてきている点である。史跡等の記念物としての文化財保護は 1919 年(大正 8)4 月に制定された史蹟名勝天然記念物保存法が施行されてから始まり、当時の文化財指定や保護には多くの在野研究者などが関わってきており、それらを「地域主義」によるものと即断することはできないが、少なくとも戦後の民主化政策の中で芽生えてくる地域主義につながるような郷土思想によって地域の文化財は保護されてきている状況下にあったと思われるので、史跡等の記念物のみならず文化財全般を対象に研究していく場合は、戦前に遡ってその保護思想の流れを踏まえて本研究をさらに発展させていく必要があると考える。今後の研鑽を願っている。

4. 結論

以上、提出論文の評価と口頭試問の結果を勘案し、本審査小委員会は森屋雅幸氏が研究能力及び研究成果の到達度において博士(学術)の授与に相応しいものと判断した。